

平成  
29年度

## 高齢者の肺炎球菌感染症の 定期接種について



定期接種とは、『予防接種法』という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

### 対象者

●平成29年度に以下の年齢になる方。 (生年月日をご確認ください)

65歳	昭和27年4月2日生～ 昭和28年4月1日生の方	85歳	昭和7年4月2日生～ 昭和8年4月1日生の方
70歳	昭和22年4月2日生～ 昭和23年4月1日生の方	90歳	昭和2年4月2日生～ 昭和3年4月1日生の方
75歳	昭和17年4月2日生～ 昭和18年4月1日生の方	95歳	大正11年4月2日生～ 大正12年4月1日生の方
80歳	昭和12年4月2日生～ 昭和13年4月1日生の方	100歳	大正6年4月2日生～ 大正7年4月1日生の方

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

●この制度では、今までワクチン\*を接種したことがない方を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。 \*23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン

### 対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日まで。

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村によって異なる場合があります。
- 自己負担金：4,000円